

# 成年後見制度 審判請求費用の助成申請をされる方へ(案)

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求をされた申立人が、一定の要件に該当する場合は、瑞穂市成年後見制度利用支援事業により審判請求費用の全部又は一部の助成が受けられます。申立人は、瑞穂市外在住でも申請することができます。

※1 申立人とは、審判請求の対象となる原則瑞穂市に住所を有する高齢者・知的障がい者・精神障がい者その他の精神上の障害などにより、判断能力が十分でない方の審判請求を行う方を指します。

## 1 助成対象となる要件

申立人が、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 収入、預貯金及び即時に換金可能な資産が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、本人の成年後見制度の利用が困難な状況にある方



(2) については、具体的に以下の（ア）から（ウ）全てに該当する方です。

- ア 申立人の市県民税が非課税
- イ 申立人の年間収入が、概ね 150 万円以下
- ウ 申立人の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が 100 万円以下

## 2 対象となる経費

助成対象となる経費は、審判請求に必要な手数料、登記印紙代、鑑定料、診断書の作成費用その他審判請求に必要な費用です。ただし、家庭裁判所の後見等開始の審判において、本人の負担とされた費用は除きます。

※対象となる審判の確定日が令和3年4月1日以降であることが必要です。

## 3 申請に必要な書類

- (1) 成年後見制度申立費用助成申請書（様式第1号）
- (2) 家庭裁判所の後見等開始審判書の写し
- (3) 申立人の収入・資産等の状況を確認できる書類（給与又は公的年金の源泉徴収票及び預金通帳の写し 等）

- (4) 審判請求費用の証拠書類（領収書の写し 等）
- (5) その他必要な書類



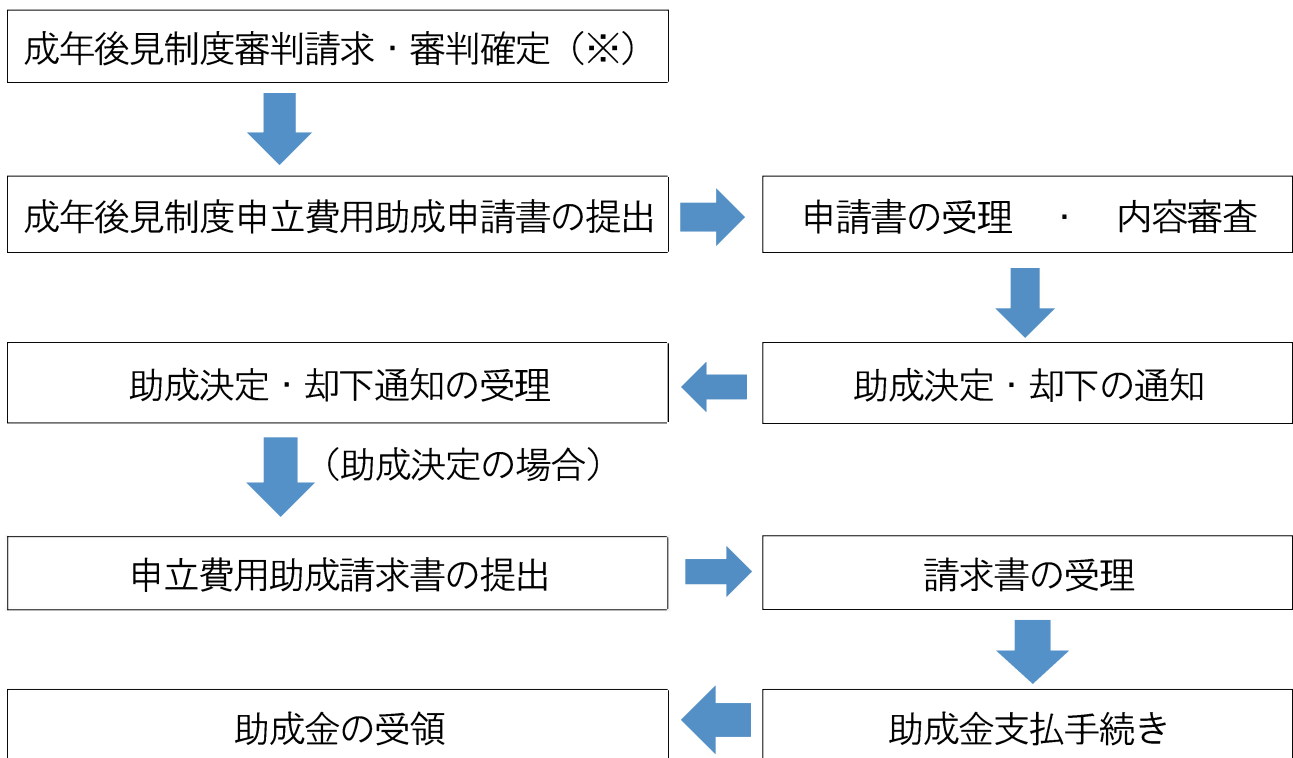
申立人が市外に住所を有している場合

- \*生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」
- \*生活保護を受給していない場合は、「申請日の属する年（申請が1月～6月の場合は前年）の1月1日の住所地の市県民税非課税証明書
- \*本人確認書類（マイナンバーカード（写真入り）・運転免許書 等）

#### 4 助成までの流れ

##### 【申立人】

##### 【市】



※申立費用の助成は、家庭裁判所の審判確定後に行います。申立が必要であるが、申立費用の負担が困難な場合は、予め、市にご相談ください。

##### 【問い合わせ先（担当課）】

「65歳以上の高齢者の方の場合」

瑞穂市地域福祉高齢課 電話 058-327-4126

「知的障がい者・精神障がい者等の方の場合」

瑞穂市福祉生活課 電話 058-327-4123

## 成年後見人等報酬の助成申請をされる方へ（案）

本人（※１）の収入や財産が十分ではなく、成年後見人等や成年後見監督人等への報酬の負担が困難であると認められる場合は、瑞穂市成年後見制度利用支援事業により全部又は一部の助成が受けられます。

※１ 本人とは、原則、瑞穂市に住所を有する高齢者・知的障がい者・精神障がい者その他の精神上の障害などにより判断能力が十分でない方で、家庭裁判所の審判を受け、成年被後見人・被保佐人・被補助人となった方を指します。

### 1 助成対象となる要件

本人の状況について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- （１）生活保護を受給している世帯
- （２）本人が、収入・預貯金及び即時に換金可能な資産から成年後見人等報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる場合



（２）については、具体的には、以下の（ア）から（エ）の全てに該当する方です。

- ア 本人の市県民税が非課税
- イ 本人の年間収入が 150 万円以下
- ウ 本人の預貯金と即時換金可能な資産の合計額が 100 万円以下

### 2 助成の額

助成の額は、成年後見人等報酬及び成年後見監督人等報酬について、家庭裁判所が審判において決定した報酬の額の範囲内で市長が定める額です。

### 3 申請に必要な書類

- （１）成年後見人等報酬助成申請書（様式第４号）
- （２）報酬付与の審判書謄本の写し
- （３）本人の収入・資産状況が確認できる書類（家庭裁判所に提出した収支予定表・財産目録（直近のもの）の写し）
- （４）その他必要な書類

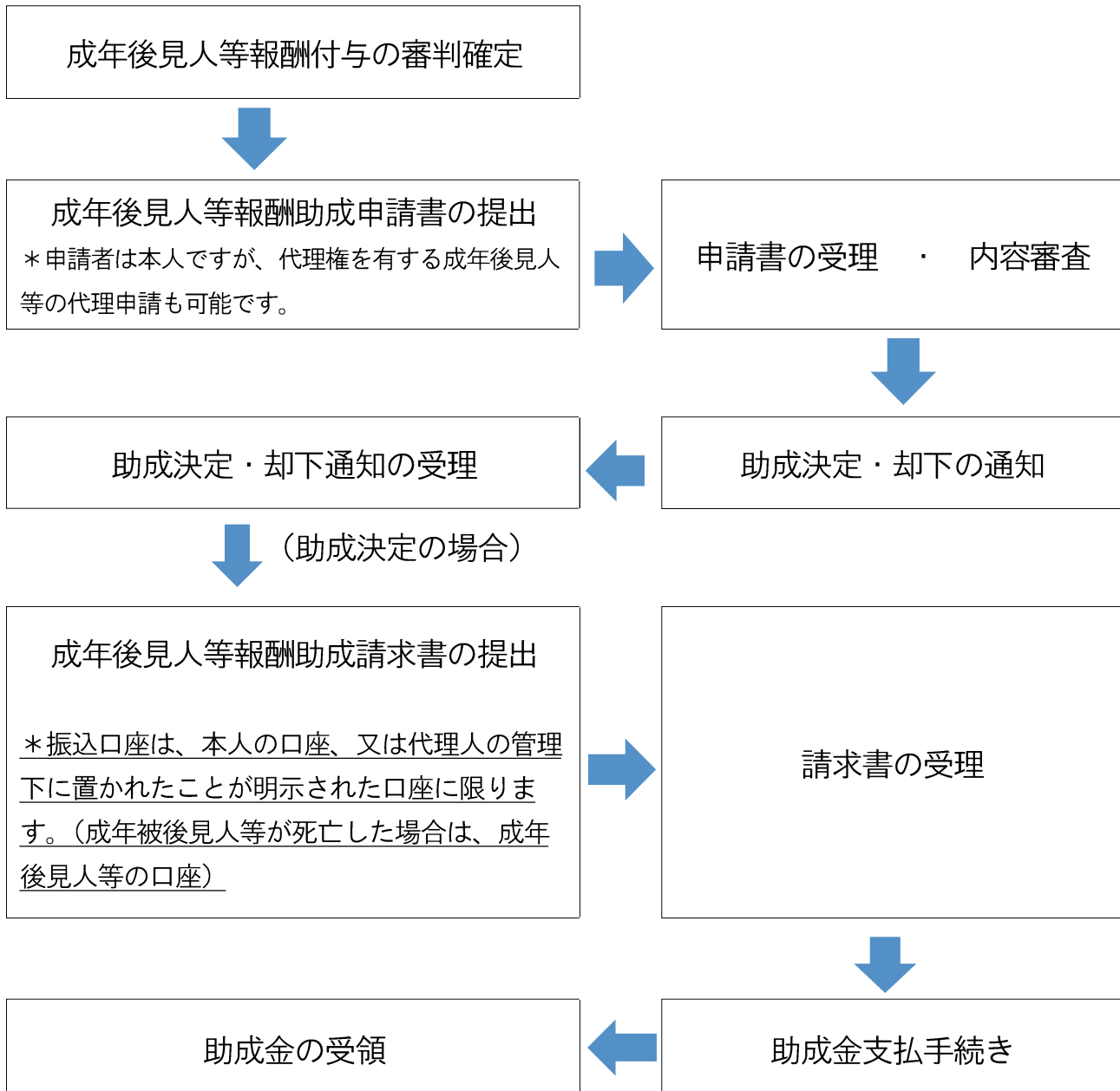
＊状況により、書類の提供を依頼する場合があります。

## 4 助成までの流れ

※報酬の助成申請は、裁判所から発行された報酬付与の審判書謄本に明記された報酬付与期間毎に行ってください。

### 【本人・成年後見人等】

### 【市】



### 【問い合わせ先（担当課）】

「65歳以上の高齢者の方の場合」

瑞穂市地域福祉高齢課 電話 058-327-4126

「知的障がい・精神障がい等の方の場合」

瑞穂市福祉生活課 電話 058-327-4123